

令和8年3月12日

四万十町議会議長 緒方 正綱 様

総務常任委員長 村井 眞幸



委員会審査報告書

本委員会に付託をされた議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案番号	議案名	審査の結果
令和7年 議案第90号	四万十町景観計画の変更について	原案可決 (全会一致)

□総務常任委員会

令和8年第1回定例会 委員会審査経過報告書

審査日：令和8年1月29日（木）（産業建設常任委員会との連合審査会）

令和7年議案第90号（令和7年12月3日付託）

（1）件 名 四万十町景観計画の変更について

（2）説明者 企画課 課長 富田努

四万十川振興室 室長 津野史司 主任 西内隆朗

建設課 課長 下元敏博 副課長 吉村紀一郎 係長 桑瀬
正一

（3）要 旨

四万十町の「景観計画」は、景観法（平成16年法律第110号）第8条及び四万十町景観条例（平成20年四万十町条例第27号）第6条の規定に基づき、四万十川流域の良好な景観を守るため平成20年度に策定されている。

本町の景観行政は、別途、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき策定した「文化的景観保存活用計画」と関連性を持たせるとともに、同様にこれらの計画を策定した四万十川流域5市町（四万十市、四万十町、中土佐町、津野町、梶原町）がそれぞれの個性を生かしながらも一定の足並みを揃えて取り組みを進めてきている。

しかし、景観計画と文化的景観保存活用計画に定める計画区域や運用内容が一部整合していないことや、景観計画に定める重点区域の対象行為等に四万十川流域5市町で差異が生じているなどの課題があったことから、これらを見直すことを目的に景観計画を変更しようとするもの。

（4）変更の内容

①重要文化的景観との関連性を追記

本来、景観計画には「重要文化的景観の保存継承の方針」と「重要文化的景観の選定範囲が景観計画区域内にあること」を景観法に基づき記載しておく必要があるためこれが追記された。

②区域区分の見直し

現行の景観計画では、重点的に景観を守ることを目的とした「景観重点区域」と、それ以外の「一般区域」に分類し、更に景観重点区域を「第1種地区」「第2種地区」に分類していた。

しかし、文化的景観保存活用計画で重要構成要素として位置づけられ本来厳しい規制が求められるにも関わらず、景観計画では規制が緩やか

な一般区域内に存在し、第1種地区と第2種地区にまたがり届出対象行為等に差異が生じる集落が存在するため、当該集落を飛地のようなイメージで「第3種地区」として別で分類することとなった。

③「道路（橋梁）」及び「河川」の位置づけの見直し

景観計画では、地域の核となり景観にも大きな影響を与える公共施設を「景観重要公共施設」としており、現計画では「全ての国道・県道・町道（橋梁）」「一部の林道」「全ての河川」をこれに位置付けている。

一方、文化的景観保存活用計画では、四万十川及び梶原川から見た第一稜線までにある「道路（橋梁）」と「河川」を対象としているため、景観保全の重要度に齟齬が生じていた。

また、現行の景観計画には道路や河川の工事等を行う際の「整備方針」がなかったため、その都度景観への配慮に差異が生じ、協議に時間を要することが課題となっていた。

そこで、景観計画の対象公共施設を重要文化的景観の重要構成要素と整合させるため、新たに「景観重要河川の整備方針」と「景観重要道路の整備方針」等が追加されている。

④流域市町による「届出対象行為」の統一と規模の見直し

届出対象行為の区分項目は、これまでは四万十川条例に準じて設定していたが、景観法に規定される項目に沿って修正し、併せて届出が必要な規模が5市町で差異があったため、統一した基準に見直しが行われた。

なお、現計画では届出対象行為の条件は四万十川に近い第1種地区が1番厳しく、2番目に第2種地区、3番目に一般地区と順々に届出規模が緩やかになってきたが、新たに3種地区を設けることで、第3種地区の届出規模が1番厳しいものとなり、次に第1種地区、さらに第2種地区、一般地区という流れで届出規模が緩くなる。

ただ、第3種地区の集落は、そもそも重要文化的景観の重要構成要素の集落として指定を受けており、これまでも少しの変化で町の文化財担当課（内容によっては文化庁）と協議し必要に応じて届出をする必要があり、今回の見直しで双方の整合性が図られ相互チェック機能が働くことも期待できる。

また、現行の計画書には、景観法で定める届出が適用されない行為（仮設物、農作物の作付け、森林伐採等）の記述がなかったが、住民からの問い合わせが多いため、計画書にも記述することで住民へより一層の周知が図られる。

⑤文化的景観保存活用計画の土地利用方針に沿った「景観形成基準」の見直し

前述の届出対象行為と同様に景観計画では良好な景観を形成・保全するための建築物の高さの上限や、色・景色の見え方等の基準を示す「景

観形成基準」を設けて、項目別に一覧表にしているが、体系的に検索しやすくするため、整理が行われた。

また、現計画の景観形成基準は四万十川条例の許可基準に準じており、今後も建築物や構築物の高さの基準などは変更されないが、その他の内容については文化的景観保存活用計画で示されている「土地利用方針」と整合性が図られた。

(5) 審査意見

- 四万十川沿いでは、竹の繁茂により四万十川の景観が損なわれている箇所が見受けられることから、景観計画の運用にあたっては、計画策定にとどまらず、県とも連携しつつ、道路から河川への眺望景観の確保に努めるべきであるとの意見があった。
- 届出対象行為の範囲や、届出が必要または不要となる行為について、住民からの問い合わせが多い状況があるため、計画改定後は住民に対して一層の周知を図る必要があるとの指摘があった。
- 景観重要建造物に指定されている建築物の中には、老朽化が進み危険建築物となっているものが存在するため、関係部局において早急な対応を検討すべきであるとの意見があった。

(6) 審査結果

総務常任委員会に付託された「四万十町景観計画の変更について」は全会一致で可決となった。